

「森永奉仕会研究奨励金」に関する審査・交付内規（専門学会対象）

（目 的）

第 1 条 定款第 4 条第 1 項第 1 号に基づく、調査・研究機関または研究者に対する交付金は、「森永奉仕会研究奨励金（以下研究奨励金という）」と称し、その交付方法その他については、この内規の定めるところによる。

（交付対象）

第 2 条 この研究奨励金は、各専門学会から推薦され、定款第 3 条の目的に適い、重要と認められる調査・研究課題に対して調査・研究機関または研究者に交付する。

（交付金額）

第 3 条 この研究奨励金の交付金額は、各年度変動するが、その決定は理事会の決議による。

（募 集）

第 4 条 この研究奨励金の募集要領は、各年度理事会で決し、関係専門学会に通知する。

（申請手続）

第 5 条 この研究奨励金の交付を求める調査・研究機関または研究者は、本法人所定の申請書に必要事項記入の上、調査・研究機関の代表責任者の推薦を受けて、所属学会経由にて本法人に提出する。

2 この法人は、この法人の目的に関連した調査・研究機関の代表責任者の推薦あるものに限り、これを審査に付するものとし、自薦は認めない。

3 調査・研究機関の代表責任者とは、大学にあっては、申請者が所属する組織の教授をいう。

教授が申請者の場合は、学部長（単科大学の場合は学長）とする。その他の機関にあっては、その機関の長とする。

4 申請者は、理事長宛てに毎年 1 2 月末日までに提出するものとする。

（審 査）

第 6 条 前条の申請書の審査に関しては、各専門学会に一次審査・推薦を委託する。

2 当該学会より推薦された調査・研究課題は、本法人の理事会においてその採否を決定する。理事会での審査にあたり、人権擁護、動物愛護への配慮が適切に行われ

ていることを確認する。

(交 付)

第 7 条 研究奨励金の使用期間は、原則として交付日から1ケ年とする。

但し、状況により使用期間を3ケ年までとすることができる。

2 継続して交付を求めるときも、第5条第1項による申請書を提出しなければならない。

3 交付を求める申請書の提出は同一人で生涯3回までとする。

(報告義務)

第 8 条 研究奨励金の交付を受けた調査・研究機関または研究者は、交付を受けた翌年度の9月末日までに、理事長宛てに報告書を提出しなければならない。

2 継続申請者の場合は、前年度までの調査・研究の結果、若しくは経過に関する報告書を前項に準じ、(翌年9月末日までに)提出しなければならない。

3 本条第1項、第2項に関する報告書は、調査・研究機関の代表責任者及び所属学会を経由して本法人に提出するものとする。

4 本条第1項の提出期限の9月末日までに報告書の提出がない場合、翌年度は当該調査・研究機関への研究奨励金申請の募集は行わないこととする。但し、第10条に基づき理事長宛てに書面報告し、本法人の承認を得た場合は除く。

(その他)

第 9 条 研究奨励金の交付を受けて行われた調査・研究の結果を文書により公表する場合は、本法人より研究奨励金を受けた旨明記しなければならない。

第 10 条 研究奨励金の交付の対象となっている調査・研究に関し、重要な変更をしようとするときは、交付対象者は、調査・研究機関の代表責任者及び所属学会を経由して、その旨を理事長宛てに書面にて報告し、本法人の承認を得なければならない。

第 11 条 研究奨励金の交付の対象となっている調査・研究を中止した場合は、交付金を本法人に返還しなければならない。